

憲法訴訟のいま

第4回 安保法制違憲訴訟 その2

憲法問題対策センター事務局長 棚橋 桂介 (66 期)



1 はじめに

今回は、「安保法制違憲訴訟 その2」として、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認した7・1閣議決定*1及びそれに基づく新安保法制法*2の違憲性について取り上げる*3。

7・1閣議決定及び新安保法制法については、日弁連及び全ての単位弁護士会が違憲性を指摘する意見書や会長声明等を発出し、圧倒的多数の憲法学者、元最高裁長官・判事、元内閣法制局長官等も違憲性を指摘したが、早10年が経過しつつあり、憲法秩序を保持・回復する責務（これは人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命の根底にあるものである）を負う弁護士にとって、ここで憲法違反のポイントを再確認しておくことは有益であろう。

2 7・1閣議決定より前の政府解釈

7・1閣議決定の前は、政府は、長年に亘り、一貫して、自衛権の発動は次の三要件を満たす場合に限りられるとしてきた*4。

- ① 我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと
- ② これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

そして、政府は、憲法9条の下では、自国が武力攻撃を受けていない状況下で我が国が同盟国等のために武力行使をすることは許されない（上記①に反する）との憲法解釈を一貫して堅持し、それを変更するの

であれば憲法改正が必要であるとしてきたのであり、このような解釈は憲法典の条文の文言の間隙を埋める有権解釈として憲法規範となっていた。政府がこのような解釈をとる理由を述べたものとして、1972（昭和47）年10月14日に参議院決算委員会に提出された政府見解（いわゆる昭和47年政府見解）がある。少し長くなるが、その中心部分を引用する。

「憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが…（中略）…わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうもい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとはいわざるを得ない。」

*1：2014（平成26）年7月1日になされた「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定。

*2：2015（平成27）年9月19日に強行採決により成立した、自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法である平和安全法制整備法及び新法である国際平和支援法を、本件訴訟ではこのように総称している。

*3：紙幅の都合上、集団的自衛権の行使を容認した点に絞り、また基本的に山梨訴訟の控訴審（東京高裁）及びいわき訴訟の控訴審（仙台高裁）における早稲田大学の長谷部恭男教授の専門の内容に沿って整理をすることとする。

*4：①及び②は、自衛権の発動が許容されるための前提条件であり、③は、自衛権の行使としての武力の行使が許される限度、いわば行使の要件である。

ここでは、他国への武力攻撃によって日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される状況が発生することは法理上あり得ないということが当然の前提となっていることに注意を喚起しておく。

3 7・1閣議決定による解釈変更が許されないものであること

7・1閣議決定は、安全保障環境の変容・変化のみを理由に、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った」とする。

しかし、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」状況という概念は、そもそも個別的自衛権のみが許され集団的自衛権の行使が認められないことを説明するために用意されたものであり、この概念だけを切り出してそうした状況下では集団的自衛権の行使も認められるとする解釈変更は、全く筋が通らない。自国を防衛するための個別的自衛権と他国を防衛するために他国の要請に応じて武力を行使する集団的自衛権とは、その本質を異にしており、前者のみが許されるとするその論拠が後者の行使を容認するための論拠となるはずがない。

また、7・1閣議決定は、政府の憲法解釈には法的

安定性も要求されとしながら、その点については何も述べていない。しかし、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」といういかにも限定的に見える法案の文言と、地球の裏側まで自衛隊を派遣しようとする政府の実際の意図との間には、常人の理解を超えた異様な乖離があり、この文言が持つはずの限定的な役割は実際には否定されている。新たな解釈の下、政府がいかなる場合に武力を行使するかが曖昧模糊とした不確実性を帯びるものとなり、武力行使の限界に関する法が消失した状況になってしまっている*5。

このように、7・1閣議決定及びそれに基づく新安保法制法は、論理的整合性も法的安定性も欠如したものであり、このような破綻した論理に基づいて、長年に亘り繰り返し政府によって表明され国民に対する約束としての性格を帯びる、個別的自衛権の行使のみが現在の憲法9条の下で認められるとの有権解釈を変動させたことは、明らかに違憲である。

4 補足

安保法制違憲訴訟においては、7・1閣議決定及び新安保法制法の違憲性について、集団的自衛権の行使は憲法9条1項の禁ずる「国際紛争を解決する手段として」の武力行使そのものである点で違憲である、他国防衛のための軍事的実力の保持は同条2項が禁じる「戦力」の保持というほかない点で違憲である、同条は集団安全保障政策を選択し同盟政策への回帰を禁じており、集団的自衛権＝同盟政策への完全な移行は違憲である等の主張もしているが、これらの詳細については紙幅の都合上割愛する。

* 5：集団的自衛権の行使に関して明確な限界が存在しないことは、ホルムズ海峡での機雷掃海活動が許容されるか否かについて、連立を組む与党の党首（安倍晋三自民党総裁と山口那津男公明党代表（いずれも当時））間でも見解が異なっていたことから明らかである。